

## 所有権移転（相続）

### 申請人（不動産を取得する相続人）

〔準備段階〕

- 1．相続物件のわかる登記簿謄本又は権利証
- 2．死亡記載のある戸籍謄本
- 3．死亡記載のある住民票
- 4．固定資産税評価証明（都税事務所で取得できます。但し、戸籍などから相続人であることを証する書面が必要です。）

上記書類を御用意の上ご相談ください。

当事務所にて相続人を確定いたします。

～遺産分割協議書を作成（実印の押印が必要です。）

〔相続人確定後〕

- 1．相続人全員の印鑑証明書、住民票

**登録免許税**

固定資産税評価額の金額 × 1,000分の4